

7世介保第2381号
令和7年10月3日

居宅介護支援事業所 管理者 各位

高齢福祉部介護保険課長
箕田 裕子

令和7年度下半期東京都主催認定調査員新規研修開催について

日頃より当区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

認定調査員新規研修におきましては、東京都からの通知に基づき、令和7年度下半期においても令和7年度上半期と同様、eラーニングによる参集によらない研修形式にて実施させていただきます。事業所様におかれましては下記3に定める期間、下記の通り研修を実施いたしますので、受講生の推薦方よろしくお願いいたします。

記

1. 研修教材

原則、下記URLからご自身でアクセスし、履修します。

(1) 「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版」

https://nintei.net/researcher_text/

冊子を希望の場合は、受講申込書のテキスト希望欄の「有」を選択して下さい。

(2) 厚生労働省要介護認定適正化事業HP研修動画

- ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画（認定調査員能力向上研修会／東京会場（平成26年7月16日）の講義模様、1時間24分50秒）
- ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（20分10秒）
- ・eラーニングに収載されている動画（1時間11分50秒）※

<https://nintei.net/material1/>

※eラーニングシステムの「学習教材」にも同じ教材が収載されていますが、システム障害等で視聴できない現象が多発しております。できるだけ上記URLよりご視聴ください。

(3) 認定調査員向けeラーニングシステム

[https://yokaigo-nintei.learning-](https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp/sales/apply/top?id=9f6bc49fa5e40b2a60658314d2c0dbc373740df51421c8cc0ac789efb83e1272)

[ware.jp/sales/apply/top?id=9f6bc49fa5e40b2a60658314d2c0dbc373740df51421c8cc0ac789efb83e1272](https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp/sales/apply/top?id=9f6bc49fa5e40b2a60658314d2c0dbc373740df51421c8cc0ac789efb83e1272)

2. 受講方法

- (1) 受講を希望する方は、「令和7年度下半期認定調査員新規研修 申込書」を区のホー

ムページからダウンロードの上、介護認定審査事務係までメールでお送りください。

送付先：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(受講申込書は、世田谷区のホームページでご確認ください。)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2316.html>

[ホーム](#) > [検索メニュー](#) > [福祉・健康](#) > [高齢・介護](#) > [介護保険事業者向け情報](#) > [介護事業者の方へのお知らせ](#) > [要介護認定調査委託事業所向け情報](#))

- (2) 世田谷区から「厚生労働省認定調査員向けシステム 認定調査員マニュアル」を、電子メールにて送付します。
- (3) 「厚生労働省認定調査員向けシステム 認定調査員マニュアル」の5～12頁を参照の上、eラーニングのアカウント登録を行い、ログインID及びパスワードを取得します。
- (4) ログインID及びパスワードの取得後、1の「研修教材」について、次の順番で履修します。(別添「厚生労働省認定調査員向けシステム 認定調査員マニュアル」を参照)
- ① 1 (1) の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解します。
↓
 - ② 1 (2) で指定する動画を全て視聴し、内容を理解します。
↓
 - ③ 1 (3) の認定調査員向けeラーニングシステムに収載されている「問題集」のうち、次の3つの問題をシステム上で回答します。
 - ・アンケート
↓
 - ・全国テスト
↓
 - ・問題集 初学者問題集
- (5) 研修教材を履修後、「認定調査員向け講座」のページに自身の履修結果として①ご自身の氏名が右上に記載されていること、②「アンケート」、「全国テスト」、「問題集 初学者問題集」の履修評価の結果に『✓』（チェックマーク）が入っていることを確認し、スクリーンショットとして保存します（「別添_研修修了後のeラーニング結果の区市町村への報告」を参照）。
- (6) 「令和7年度下半期認定調査員新規研修 受講アンケート」を各自作成の上、介護保険課あてメールでお送りください。

送付先：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※メール件名は「(事業所名) 認定調査員新規研修修了報告」、

ファイル名は「(事業所名・氏名) 受講アンケート」と表示してください。

(受講アンケートは、世田谷区のホームページでご確認ください。)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2316.html>

[ホーム](#) > [検索メニュー](#) > [福祉・健康](#) > [高齢・介護](#) > [介護保険事業者向け情報](#) > [介護事業者の方へのお知らせ](#) > [要介護認定調査委託事業所向け情報](#))

(7) アンケートを受領後、受講申込書にご記入いただいたメールアドレスあてに共有リンクのURLを送付します。案内に従って、2(5)で保存した受講結果のスクリーンショットをご提出下さい。

(8) 上記(1)～(7)が完了後、世田谷区から東京都へ受講結果を報告、研修修了者名簿に登載し、修了証を発行します。修了証書が世田谷区経由でお手元に届いた時点から、認定調査員としての調査が可能となります。修了証書の発行には、(7)の提出から30～40日程お時間を頂きます。お急ぎの場合は、早めの受講をお願いします。また、研修内容を補足する下記研修資料を世田谷区から配布します。

補足研修資料

- ・認定調査員ハンドブック 2024
- ・認定調査員ハンドブック 別冊 問いかけ編

3. 申込・提出期限

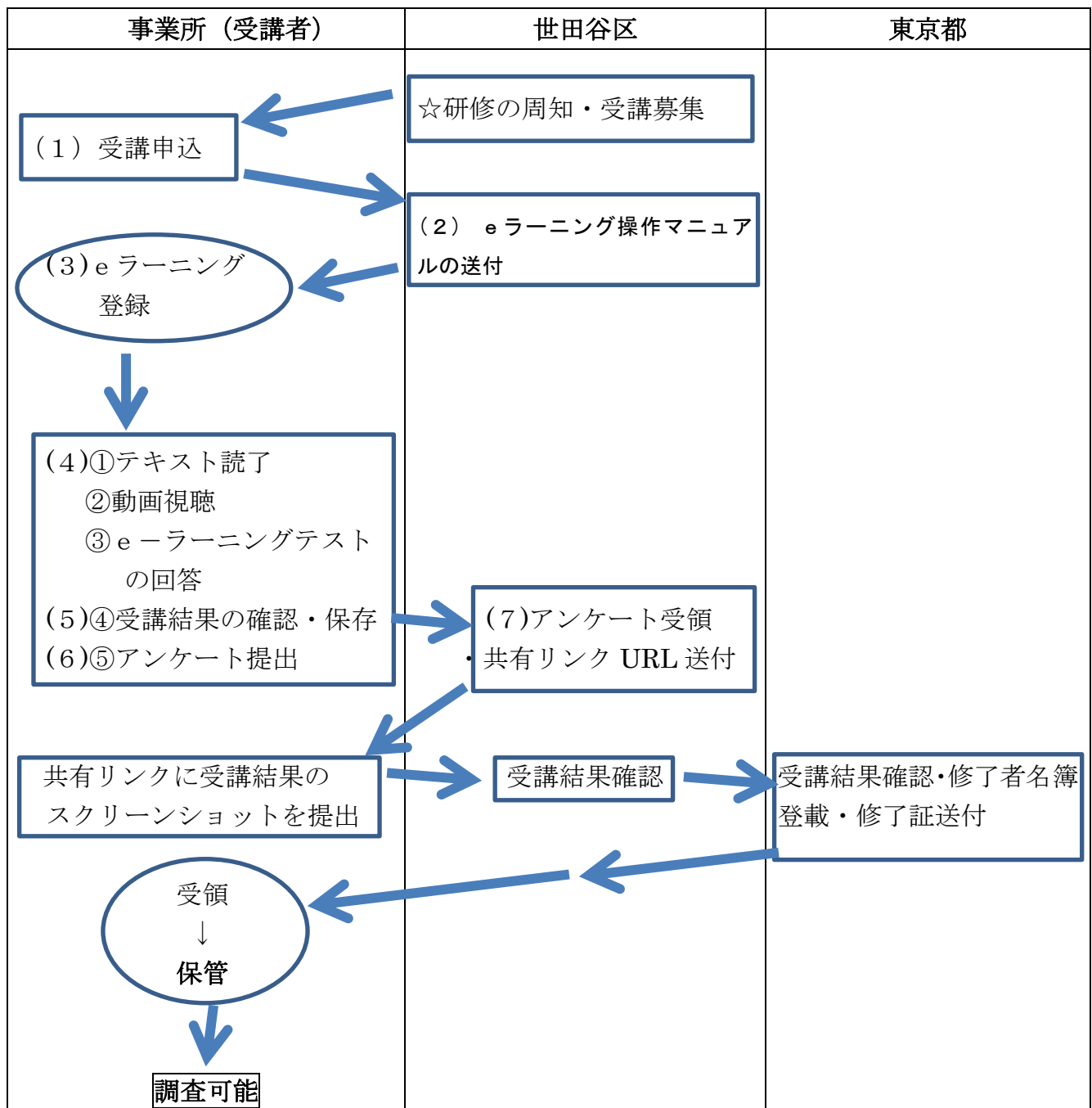
申込

令和8年2月2日(月)まで

受講結果・アンケート提出

令和8年2月18日(水)まで

4. 研修フロー図



5. その他

- (1) 本通知に係る取扱いは、今後の国の通達、東京都の通知及び社会情勢等により変更することがあります。変更する場合には、改めてホームページでご案内いたします。
- (2) 研修に関してご不明な点や確認事項がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

<担当>

世田谷区高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係

電 話：03-5432-2912

FAX：03-5432-3059

m a i l：SEA02061@mb.city.setagaya.tokyo.jp